

統計法

1. 案内情報

手続名：鉄道車両等生産動態統計調査（指定統計第71号）

手続根拠：統計法及び鉄道車両等生産動態統計調査規則

手続対象者：鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造を行う事業所であって、常時10人以上の従業員を使用するもの。

提出時期：調査月の翌月15日まで

提出方法：調査票に記入し、総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局へ提出してください。

手数料：なし

添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。

申請書様式：国土交通大臣が告示で定める様式

鉄道車両生産調査票（様式の1の甲）

鉄道車両部品・鉄道信号保安装置生産調査票（様式の1の乙）

索道搬器運行装置生産調査票（様式の1の丙）

記入要領・記載例：調査票記入要領を御覧下さい。

ご不明な点がございましたら、総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：

